

「(介護予防) 指定短期入所生活介護 (ショートステイ)」重要事項説明書

社会福祉法人梅田福祉会
特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷
(空床利用型短期入所)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(埼玉県指定 第1173103555号)

当事業所は契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	10

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 梅田福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県桐生市梅田町4-1774-4 |
| (3) 電話番号 | 0277-20-5055 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 工藤 三夫 |
| (5) 設立年月 | 平成11年6月14日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
- ①指定短期入所生活介護事業所
平成30年 4月 1日指定
埼玉県1173103555号
 - ②指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成30年 4月 1日指定
埼玉県1173103555号

※当事業所は特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷に併設されています。

- (2) 事業所の目的 在宅介護を受けている方が、介護者の都合等により、在宅において介護ができない時に、一時的にご利用頂くところです。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷（空所利用型短期入所）
- (4) 事業所の所在地 埼玉県熊谷市飯塚1398-1
- (5) 電話番号 048-579-5800
- (6) 事業所長（管理者）氏名 工藤エミリ
- (7) 当事業所の運営方針 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (8) 開設年月 平成30年 4月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日 8:30～17:30

- (10) 利用定員 10人

(11) 居室等の概要

- ① 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則としてユニット型個室です。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	ユニット型個室
合計	10室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、ユニット型短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場

合があります。その際には、契約者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室の利用：ご希望される利用開始日において、すでに居室が満室である場合には、滞在されている利用者の居室利用を優先し、契約者が直ぐにご要望に添う形での居室利用ができない場合があります。この場合、滞在されている利用者の同日中の利用終了を待って、随時、居室利用開始となります。

☆ 居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

② 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費・施設・設備

ユニット型個室

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して（介護予防）指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。また当事業所は特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷に併設されています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	68名以上
3. 生活相談員	2名以上
4. 看護職員	6名以上
5. 機能訓練指導員	2名以上
6. 介護支援専門員	2名以上
7. 医師	必要数
8. 管理栄養士	2名以上

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週 火曜日 13:30～15:00 *当施設では、施設嘱託医のショートステイ利用者への診察は行っていません。
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 6:00～15:00 1名 遅番： 12:00～21:00 1名 夜間： 21:00～ 6:00 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 1名
4. 機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、**居住費、食費を除き、ご契約者の負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。**

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 7：30～ 8：30 昼食：12：00～13：00

夕食：18：00～19：00

③入浴

- ・ご契約者の体調をみながら、入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。表内の数字単位は円です。）

1. 入居者の要介護度 サービス利用単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	18単位/日				
3. 看護体制加算Ⅰ口	4単位/日				
4. 看護体制加算Ⅱ口	8単位/日				
5. 夜勤職員配置 加算Ⅱ口	18単位/日				
6. 送迎加算	184単位/片道				
7. 介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	1ヵ月の利用総単位数×0.14				
8. サービス費 総合計	1ヵ月の利用総単位数(処遇改善加算含む)×10.17 ÷介護保険給付率				
9. 食費にかかる 自己負担額	1,700円/日				
10. 居住費にかかる 自己負担額	2,100円/日				
自己負担合計額	(8+9+10)の合計額				

埼玉熊谷市は地域区分7級地により、1単位=10.17円での計算となります。

- * 介護職員処遇改善加算Ⅰ(介護報酬総単位数×8.3%)を加えた総単位数に、10.17円を乗じたもののうち、1割分、2割分、3割分と負担割合に応じてご契約者の負担になります。
- * 介護保険給付率は、介護保険負担割合証を参照し1割=90、2割=80、3割=70で算出します。

《加算について》

ご契約者様の必要に応じ、送迎のご支援をいたします。また下記の加算については皆様より別途申し受けますので、あらかじめご了承下さい。

・送迎加算(希望者のみ)

- 1割負担：184単位/片道
- 2割負担：368単位/片道
- 3割負担：552単位/片道

・サービス提供体制強化加算Ⅰ

1割負担：22単位/日 2割負担：44単位/日 3割負担：66単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合に加算されます。

・サービス提供体制強化加算Ⅱ

1割負担：18単位/日 2割負担：36単位/日 3割負担：54単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。

・サービス提供体制強化加算Ⅲ

1割負担：6単位/日 2割負担：12単位/日 3割負担：18単位/日

看護職員、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合又は勤続7年以上の職員の割合が30%以上又は介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に加算されます。

・夜勤職員配置加算Ⅱ

1割負担：18単位/日 2割負担：36単位/日 3割負担：54単位/日

ユニット型指定介護老人福祉施設と併設ユニット型短期入所生活介護の夜勤職員配置において、人員配置基準よりも1名以上多く配置されていることで加算されます。

・機能訓練加算

1割負担：12単位/日 2割負担：24単位/日 3割負担：48単位/日

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し入所者ごとに作成した個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を実施することで加算されます。

・看護体制加算Ⅰ

1割負担：4単位/日 2割負担：8単位/日 3割負担：12単位/日

常勤の看護師を1名以上配置していることで加算されます。

・長期利用者の適正化（31日以降 介護予防のみ）

連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護に入所している利用者に対して、連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合

要支援1：ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の75%に相当する
単位数

要支援2：ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護2の単位数の93%に相当する
単位数

・長期利用者の適正化（61日以降）

連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護に入所している利用者に対して、連続61日以上短期入所生活介護を行った場合は、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数とする。

・長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合

1割負担：-30単位/日 2割負担：-60単位/日 3割負担：-90単位/日

居宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を連続30日間超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算されます。

・介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に8.3%を乗じた単位数

- ・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に2.7%を乗じた単位数
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

(4)

①ユニット型個室（指定介護予防短期入所生活介護）

1. 入居者の要介護度 サービス利用単位	要支援1 529単位	要支援2 656単位
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	18単位/日	
3. 送迎加算	184単位/片道	
4. 介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	1ヵ月の利用総単位数×0.14	
5. サービス費 総合計	1ヵ月の利用総単位数（処遇改善加算含む）×10.17 ÷介護保険給付率	
6. 食費にかかる 自己負担額	1,700円/日	
7. 居住費にかかる 自己負担額	2,100円/日	
自己負担合計額	(5+6+7)の合計額	

埼玉県熊谷市は地域区分7級地により、1単位=10.17円での計算となります。

- * 介護職員処遇改善加算Ⅰ（介護報酬総単位数×8.3%）を加えた総単位数に、10.17円を乗じたもののうち、1割分、2割分、3割分と負担割合に応じてご契約者の負担になります。
- * 介護保険給付率は、介護保険負担割合証を参照し1割=90、2割=80、3割=70で算出します。

《加算について》

ご契約者様の必要に応じ、送迎のご支援をいたします。また下記の加算については皆様より別途申し受けますので、あらかじめご了承下さい。

・送迎加算（希望者のみ）

1割負担：184単位/片道

2割負担：368単位/片道

3割負担：552単位/片道

・サービス提供体制強化加算Ⅰ

1割負担：22単位/日 2割負担：44単位/日 3割負担：66単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合に加算されます。

・サービス提供体制強化加算Ⅱ

1割負担：18単位/日 2割負担：36単位/日 3割負担：54単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。

・サービス提供体制強化加算Ⅲ

1割負担：6単位/日 2割負担：12単位/日 3割負担：18単位/日

看護職員、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合又は勤続7年以上の職員の割合が30%以上又は介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に加算されます。

・介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に8.3%を乗じた単位数

・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に2.7%を乗じた単位数

・介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆ 食事に係る自己負担額の第4段階（基準費用額）については、食べた食事分の費用をいただきます。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

☆ 食事に係わる自己負担額 朝食500円 昼食600円 夕食600円

◇ 当施設の居住費・食費の負担額（日額）

対象者		区分	ユニット型個室	食費
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	880円	300円
市町村 民税 世帯 非課税	高齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	880円	600円
	利用者第2段階以外の方で課税年金収入が80万円超120万円未満の方	利用者負担 第3段階 (1)	1370円	1000円

利用者第2段階以外の方で課税年金収入が120万円を超える方	利用者負担第3段階(2)	1370円	1300円
上記以外の方	利用者負担第4段階	2100円	1700円

(2) (1) 以外のサービス (契約書第5条、第8条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事 (酒を含みます)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス (調髪、顔剃) をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり (調髪) 1200円 (顔剃) 円

[美容サービス]

月 回、美容師の出張による美容サービス (調髪) をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日用品費 (利用者個人又は家族の選択により利用されるもの)

契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を、契約者の希望により同意を得てからご負担いただきます。

○利用料金：1日当たり 50円

⑥電気代

契約者の希望によりテレビ・電気毛布・加湿器等の持ち込みがある場合は電気代をご負担いただきます。

○利用料金：1か月当たり 1000円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用 (⑦以外) を実費負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、請求書発行後に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み	
埼玉りそな銀行 妻沼支店 店番号 577 普通預金 4105273	
埼玉りそな銀行 妻沼支店 店番号 577 普通預金 4144215 (白梅館)	
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし	
ご利用できる金融機関：埼玉りそな銀行	

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について (契約書第23条参照) *

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 生活相談員 TEL 048-579-5440

○受付時間 毎週月曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

埼玉県 国民健康保険団体連合会	所在地 さいたま市中央区大字下落合1704 電話番号 048-824-2568 FAX 048-824-2561 受付時間 8時30分～17時15分
埼玉県 社会福祉協議会	所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 電話番号 048-822-1191 FAX 048-822-3078 受付時間 8時30分～17時15分
大里広域 市町村圏組合	所在地 熊谷市曙町2-68 電話番号 048-501-1330 受付時間 8時30分～17時15分
熊谷市役所 長寿いきがい課	所在地 熊谷市宮町2丁目47-1 電話番号 048-524-1111 048-524-1398 (直通) FAX 048-520-2870 048-524-8790 (直通) 受付時間 8時30分～17時15分

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。又、事業の実施に当たり、利用者の情報を把握する必要があるときは、本人及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最小限の範囲内で関係する者に、提示又は提供いたします。

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更
- ・契約者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体との連絡調整
- ・契約者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要のある場合
- ・契約者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- ・行政の開催する評価会議やサービス担当者会議
- ・その他サービス提供で必要な場合や緊急を要する時の連絡等

指定（介護予防）短期入所生活介護

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。又、事業の実施に当たり、契約者の情報を把握する必要があるときは、本人及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最小限の範囲内で関係する者に、提示又は提供することに同意いたします。

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更

- ・ 契約者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- ・ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体との連絡調整
- ・ 契約者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要のある場合
- ・ 契約者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- ・ 行政の開催する評価会議やサービス担当者会議
- ・ その他サービス提供で必要な場合や緊急を要する時の連絡等

契約者（利用者）

住所

氏名

印

家族代表（身元引受人）

住所

氏名

印

契約者との続柄（ ）

私は契約者が上記事業所・説明職員から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者（契約者との続柄： ）

住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

上記の重要事項説明書の交付を証するため、本書2通を作成し、ご契約者又は身元引受人、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造3階建て 耐火建造物
- (2) 建物の延べ床面積 4884.34㎡
- (3) 事業所の周辺環境 埼玉県熊谷市北西部に位置し、北は利根川を挟んで群馬県太田市に、西は埼玉県深谷市につながる住宅圏域に立地。周辺には熊谷市立太田小学校や妻沼運動公園が立地し、自然に囲まれた過ごしやすい環境。国道17号線や407号線により広域圏からのアクセスも可能。
- (4) 交通手段
 - 1 JR籠原駅より車で15分
 - 2 国道407号「めぬま行政センター交差点」より深谷方面へ車で10分
 - 3 熊谷市ゆうゆうバス JR籠原駅から籠原駅経由妻沼行政センター一行「飯塚」バス停下車 徒歩6分 籠原駅から「飯塚」バス停まで15分

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

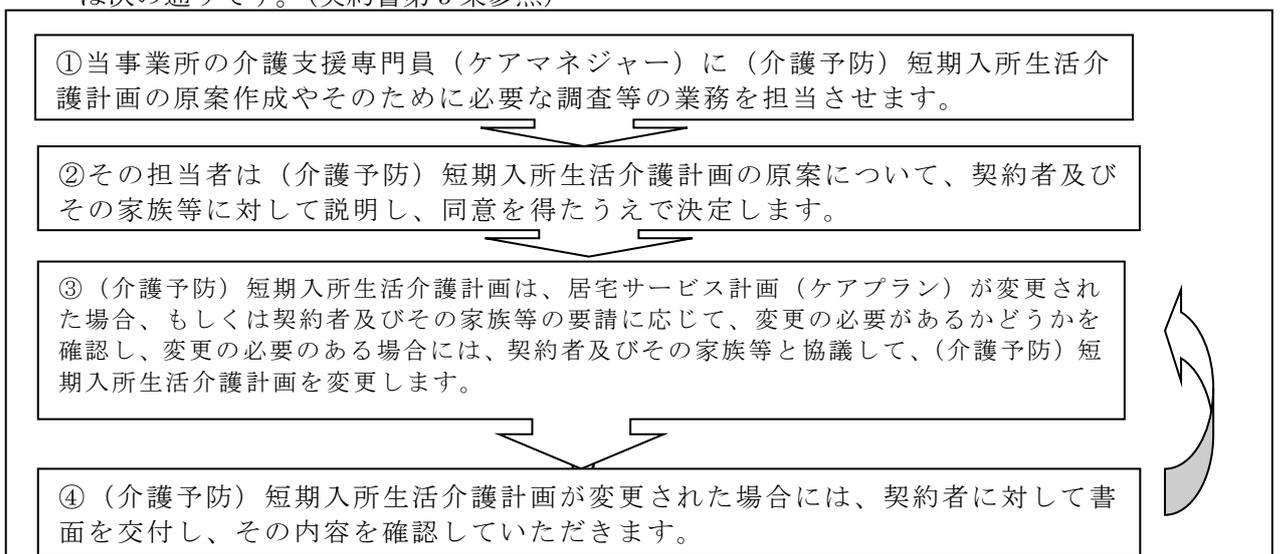
看護職員…主に契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。5名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師…契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。

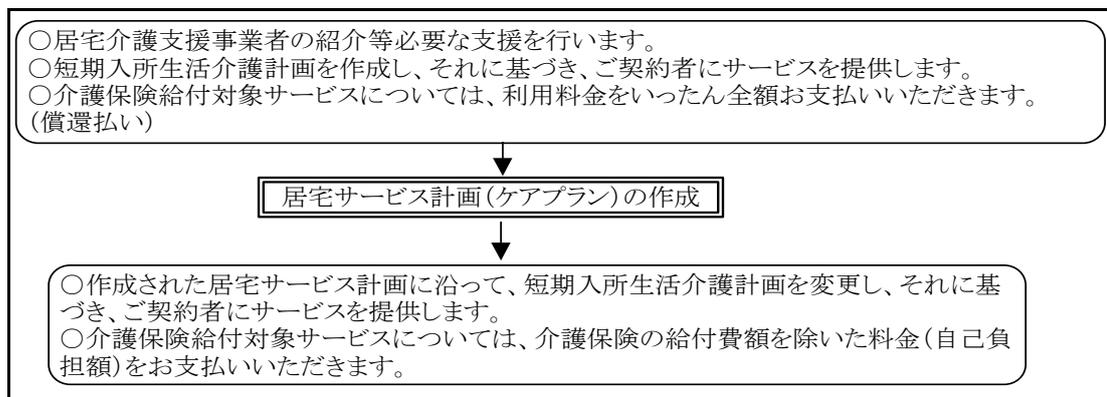
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「（介護予防）短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

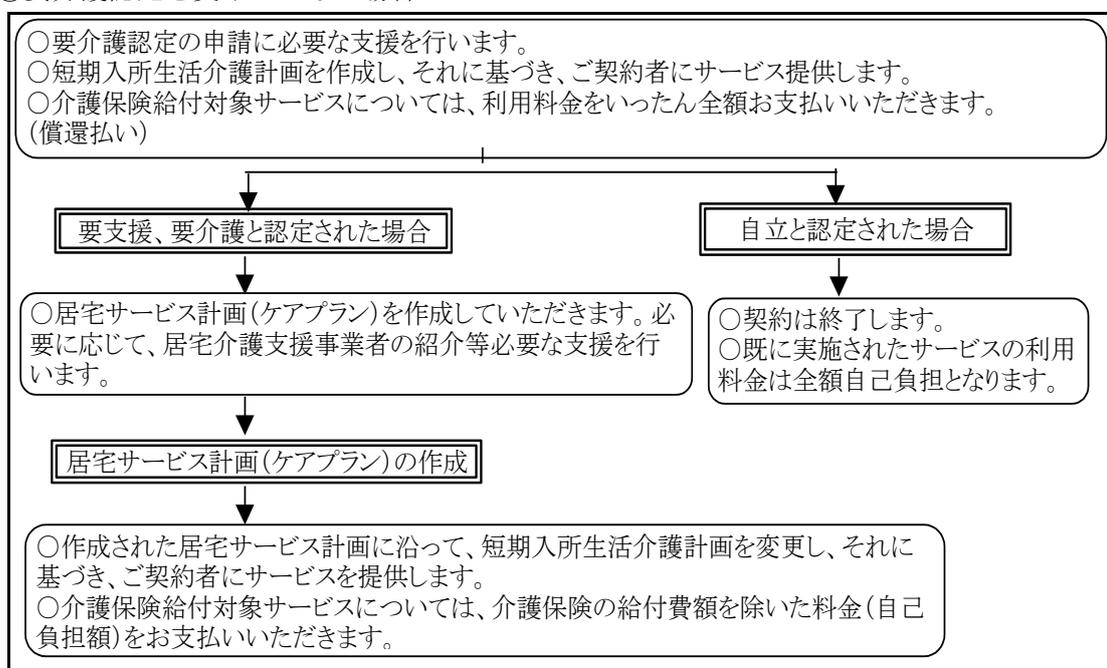


(2) 契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 契約者へのサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への

連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。

また、契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

飲食物・貴重品・危険物

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者及び身元引受人に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人同愛会 熊谷外科病院
所在地	埼玉県熊谷市佐谷田3811-1
診療科	内科、外科、消化器内科、循環器内科、整形外科、形成外科 皮膚科、肛門外科、脳神経外科、泌尿器科、リハビリテーション科、乳腺外来、糖尿病外来 2次救急指定 労災指定 人間ドック 健康診断 特定健診等
医療機関の名称	社会医療法人鶴谷会 鶴谷病院

所在地	群馬県伊勢崎市境百々421
診療科	内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、消化器内科 血液内科、糖尿病内科、消化器外科、整形外科、乳腺外科 血管外科、形成外科、肛門外科、脳神経外科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、歯科 2次救急指定 労災指定 人間ドック 健康診断 特定健診等
医療機関の名称	刈部歯科
所在地	埼玉県熊谷市美土里町2丁目195-2
診療科	歯科

(5) サービス利用中の居室利用について

ご希望される利用開始日において、すでに居室が満室である場合には、滞在されているご利用者の居室利用を優先し、契約者が直ぐにご要望に添う形での居室利用ができない場合があります。この場合、滞在されているご利用者の同日中の利用終了を待って、随時、居室利用開始となります。

(6) サービス利用の中止について

ご利用中に明らかな体調の変化が見られた場合には、利用を中止していただく場合があります。また、インフルエンザ等の感染症を発症している場合には、利用をお断りする場合があります。

6. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① ご契約者が死亡した場合 ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合 ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者が入院された場合
- ③契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入所契約書第11条第1項から第4項の禁止行為を行った場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 個人情報の利用目的について

社会福祉法人梅田福祉会では、契約者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。

あらかじめ契約者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

契約者への介護サービスの提供に必要な利用目的

1 当施設内部での利用目的

- (1) 当施設が契約者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険請求業務
- (3) 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2 他の介護保険事業者への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当施設が契約者等に提供する介護サービスのうち
 - ・契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・契約者の診療等に当り、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- (2) 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- (3) 損害賠償請求などに係わる保険会社等への相談又は届け出等

上記以外の利用目的

1 当施設内部での利用に係わる利用目的

- (1) 当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・当施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

2 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- (2) 当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・外部監査機関への情報提供

9. 身体拘束について

施設理念

社会福祉法人梅田福祉会 ショートステイ熊谷めぬまの郷では、介護保険制度における介護保険指定基準の身体拘束禁止規定に基づき、契約者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により契約者の行動の制限をいたしません。また、緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合については、以下の手続きを

経て実施いたします。

1 身体拘束廃止委員会の開催

(1) 委員会構成メンバー

施設長・副施設長・ユニットリーダー・生活相談員・介護職員・介護支援専門員・看護職員・機能訓練指導員

(2) 委員会開催

毎月のワーカー会議内に、必要に応じて開催

(3) 検討内容

3つの要件をすべて満たす状態であるかを確認する。

① 切迫性

契約者本人又は他の利用者の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替える介護方法が無いこと

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(4) 委員会にて、慎重検討の結果、三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長指示に基づき、下記の手続きに移る。

2 契約者・家族等への説明

(1) 家族又は代理人等に連絡し面接する。

(2) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて、生活相談員又は介護主任が詳細な説明を行う。

(3) 説明書記入は介護主任又は看護職員とする。

(4) 家族又は代理人等の十分な理解と同意を得る。

(5) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に署名・捺印を求める。

3 介護記録への記載

(1) 実際に身体拘束を行う場合は、様態・時間・心身の状況・緊急やむを得なかった理由等を記録する。

4 拘束解除を目標に継続的なカンファレンスを行う

(1) 身体的拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的なカンファレンスを行い、検討する。

10. 高齢者虐待防止について

社会福祉法人梅田福祉会では、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第20条で求められている「高齢者虐待の防止等のための措置」を明確にするため、次に掲げるとおり必

要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備
- (3) 施設において業務に従事する職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の速やかな市町村への通報
- (4) サービス提供中において養護者（利用者の家族、高齢者を現に養護する者等）による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の速やかな市町村への通報

《参考》 高齢者虐待防止法

（養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置）

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

1 1. 事故発生時の対応

1 事故発生時の対応

当事業所において、事業者の責任により利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者の後見人又は身元引受人等関係者、介護支援専門員等に連絡、報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。

また、発生した事故については、事故報告書を作成し職員間で確認するとともに、事故防止委員会において原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

2 損害賠償

事業所は、サービス提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者及び身元引受人と協議いたします。

3 損害賠償がなされない場合

利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項又はサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して発生した場合や、利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して発生した場合、利用者が施設の指示、依頼

に反して行った行為に専ら起因して発生した場合には、損害賠償がなされない場合があります。

1 2. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし	
	② なし		

1 3. 介護職員処遇改善加算について

介護人材に対する処遇改善と競合する他産業との賃金差を解消する観点から「ニッポン1億総活躍プラン」における「未来への投資を実現する経済対策」として平成28年8月に閣議決定され、介護人材に対する月額平均1万円相当の処遇改善を行うために、現行の加算の見直しを行い、報酬の中に位置づけたものが「介護職員処遇改善加算」となります。

また、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、さらなる資質向上の取り組みや雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象とし、さらなる上乘せ評価を行うために加算率の見直しがなされております。

- ※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算や減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。
- ※ 当事業所では、介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しております。

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に8.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に6.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数に3.3%を乗じた単位数

《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 指定介護老人福祉施設において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する

実績を都道府県知事に報告すること。

⑤ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

⑥ 当該指定介護老人福祉施設において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。

⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

1 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。

2 1の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

3 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

4 3について、全ての介護職員に周知していること。

5 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

6 5の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

介護職員に周知していること。

1.4. 介護職員等特定処遇改善加算について

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、ほかの介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされ、2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算を創設されることとなりました。

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算や減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定しております。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に2.7%を乗じた単位数

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に2.3%を乗じた単位数

《賃金改善以外の要件に係る記載》

特定加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、次に掲げる要件に基づく加算の算定要件に応じて、介護職員等特定処遇改善計画書に記載して届け出ること。

(介護福祉士の配置等要件)

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(介護老人福祉施設等においてはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ又は日常生活継続支援加算)を算定していること。

(現行加算要件)

現行加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること(特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合も含む)。

(職場環境等要件)

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容をすべての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。

(見える化要件)

特定加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公開制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

なお、当該要件については2020年度より算定要件とすること。

(特定加算の算定要件)

特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。

イ 特定加算(Ⅰ)については、介護福祉士の配置要件、現行加算要件、職場環境要件及び見えるか要件のすべてを満たすこと。

ロ 特定加算(Ⅱ)については、現行加算要件、職場環境等要件及び見えるか要件のすべてを満たすこと。

15. 居住費・食費(基準費用額)について

居住費・食費(基準費用額) 令和6年4月1日より

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	ユニット型 個室	2006円 (1日当たり)	1700円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕600円

居住費・食費（基準費用額）令和6年8月1日より

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	ユニット型 個室	2066円 (1日当たり)	1700円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕600円

* 利用者の所得階層別（第1段階 第2段階 第3段階の利用者）減額が適用されます。

16. 介護職員等ベースアップ等支援加算について

令和3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について令和4年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度（月額9000円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）が創設されました。

また、ベースアップ等加算を創設により、令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え、基本給の引上げによる賃金改善を一定に求めつつ、介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとなりました。

※ ベースアップ等加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しております。

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(処遇改善加算の取得)

介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。

※ 介護職員処遇改善加算の算定要件については、「13 介護職員処遇改善加算について」を参照。

(賃金改善)

加算の全額を賃金改善に充てること、かつ、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額

の 2/3 以上は介護職員等のベースアップ等（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」）の引上げに使用すること。

17. 介護職員等処遇改善加算について（新設：令和6年6月1日から）

介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行い、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行うこととなりました。

※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分が認められています。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直すこととします。

※ 当事業所では、介護職員等処遇改善加算を算定しております。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に9.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1）	所定単位数に12.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（2）	所定単位数に11.7%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（3）	所定単位数に12.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（4）	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（5）	所定単位数に10.1%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（6）	所定単位数に9.7%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（7）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（8）	所定単位数に9.7%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（9）	所定単位数に8.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（10）	所定単位数に7.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（11）	所定単位数に7.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（12）	所定単位数に7.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（13）	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（14）	所定単位数に4.7%を乗じた単位数

《算定要件》

イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ① 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の1/2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
 - ② 当該事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。
- (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
 - ② 1の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
 - ③ 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - ④ ③について、全ての職員に周知していること。
 - ⑤ 職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - ⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に

周知していること。

(9) (8) の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他適切な方法により公表していること。

(10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

① 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡのいずれかを届け出ていること。

② 当該事業所が、指定居宅サービス等基準第二百一十一条第二項の規定の運用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所（同条第四項に規定する併設事業所をいう。）である場合にあっては併設本体施設（同条第六項に規定する併設本体施設（病院及び診療所を除く。）をいう。）が、介護職員等処遇改善加算Ⅰを届け出ていること。

ロ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

イ(1) から(9) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ

イ(1) ①及び(2) から(8) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ

イ(1) ①、(2) から(6) まで、(7) ①から④まで及び(8) に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2) イ(1) ②及び(2) から(10) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算Ⅱ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イ(1) ②、(2) から(6) まで、(7) ①から④まで及び(8) から(10) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に

関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)②及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イ (1) ②、(2) から (6) まで及び (8) から (10) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。

ヲ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（８）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ (1) (①及び②に係る部分を除く。) 及び (2) から (8) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（９）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イ (1) ②、(2) から (6) まで、(8) 及び (9) に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。

カ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（10）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヨ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)、(2)～(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b a について、全ての介護職員に周知していること。

レ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１３）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡを届け出ていないこと。

(2) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること

① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b a について、全ての介護職員に周知していること。

ロ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１４）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること

① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の

実施又は研修の機会を確保していること。

b a について、全ての介護職員に周知していること。